

平成29年 9 月 27 日

平成29年第 3 回神奈川県議会定例会

県民・スポーツ常任委員会報告資料

県 民 局

目 次

	ページ
1 本庁機関の再編について……………	1
2 かながわ男女共同参画推進プランの改定素案について……………	3
3 神奈川県消費生活条例の改正骨子案について……………	5
4 棟方志功作の版画紛失にかかる調査（2次点検結果報告等）の概要について……………	7
5 神奈川県いじめ防止基本方針の改定案について……………	10
6 神奈川県青少年保護育成条例の改正について……………	15
7 神奈川県立藤野芸術の家条例の廃止について……………	17

1 本庁機関の再編について

(1) 再編の目的

県民サービスのさらなる向上を図るため、社会情勢の変化に合わせて、県政の重要課題に迅速かつ的確に対応することができる組織を目指し、平成30年4月に本庁機関の再編を実施する。

(2) 再編の視点

複雑・多様化する県政課題や県民ニーズに的確に対応するため、局の規模を考慮しつつ、意思決定の迅速化を図り、効果的かつ効率的に施策・事業を推進する体制を整備する。

(3) 再編の主な内容

ア 福祉子ども局（仮称）、健康医療局（仮称）の設置

- ・ 所掌範囲が広く、新しい課題や喫緊の課題も多い保健福祉局の組織規模を見直すとともに、子どもの貧困対策、児童虐待等子ども関連施策を総合的かつ迅速に推進するため、県民局と保健福祉局を再編する。
- ・ 県民局の次世代育成部門と保健福祉局の福祉部門を統合し、福祉子ども局（仮称）を設置する。
- ・ 保健福祉局の保健医療部門と生活衛生部門は、健康医療局（仮称）として設置する。

イ 国際文化観光局（仮称）の設置

- ・ 魅力ある文化コンテンツの創出や情報発信、国内外からの観光客の誘致、国際交流等、人を引きつける魅力ある神奈川づくりを効果的・一体的に進めるため、県民局の国際部門と文化部門、産業労働局の観光部門を統合し、国際文化観光局（仮称）を設置する。

ウ 政策局のICT推進部門を総務局に移管

- ・ ICTを活用した働き方改革をさらに進めていくため、政策局のICT推進部門を総務局に移管する。

エ 県民局くらし県民部の各部門を他局に移管

- ・ 上記再編以外の県民局くらし県民部の各部門は他局に移管する。

(4) 再編後の組織

別紙のとおり

(5) 今後の予定

平成29年11月	第3回県議会定例会に神奈川県局設置条例等の改正議案を提出
平成30年4月	再編実施

現 行		再編（案）	
政策局	知事室 ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室 総務室 政策部 自治振興部 <u>I C T 推進部</u> 基地対策部	政策局	知事室 ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室 総務部門 政策部門 自治振興部門 基地対策部門 <u>情報公開広聴部門</u> <u>N P O 協働推進部門</u>
総務局	総務室 組織人材部 財政部 財産経営部	総務局	総務部門 組織人材部門 財政部門 財産経営部門 <u>I C T 推進部門</u>
安全防災局	総務室 安全防災部	安全防災局	総務部門 安全防災部門 <u>消費生活部門</u>
県民局	<u>総務室</u> <u>くらし県民部</u> <u>次世代育成部</u>	(廃止)	
(新設)		<u>国際文化観光局(仮称)</u>	<u>総務部門</u> <u>国際部門</u> <u>文化部門</u> <u>観光部門</u>
スポーツ局	(略)	スポーツ局	(略)
環境農政局	(略)	環境農政局	(略)
保健福祉局	総務室 保健医療部 福祉部 <u>生活衛生部</u>	<u>福祉子ども局(仮称)</u>	<u>総務部門</u> <u>福祉部門</u> <u>次世代育成部門</u> <u>人権男女共同参画部門</u>
		<u>健康医療局(仮称)</u>	<u>総務部門</u> <u>保健医療部門</u> <u>生活衛生部門</u>
産業労働局	総務室 産業部 中小企業部 <u>観光部</u> 労働部	産業労働局	総務部門 産業部門 中小企業部門 労働部門
県土整備局	(略)	県土整備局	(略)

2 かながわ男女共同参画推進プランの改定素案について

(1) 経緯

平成25年3月に策定した現行の「かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）」（以下「プラン」という。）は、計画期間を5年（平成25年度～平成29年度）としているため、本県における男女共同参画の現状を踏まえ、改定を行うこととし、今般、改定素案を取りまとめた。

(2) 改定素案の概要

ア 改定の趣旨

(ア) 計画の性格

- a 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定された県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画とする。
- b 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画とする。
- c 改定プランについては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第1項に基づく推進計画として位置付けを行う。

(イ) 男女共同参画を取り巻く神奈川の特徴

神奈川では、長時間労働や日本一長い通勤時間などにより、仕事と家庭の両立は容易ではなく、女性の労働力率が子育て期に落ち込む「M字カーブ」の底の値、深さも全国最下位となっている。このような状況は、男女共に結婚や子どもを持つことを躊躇させる要因とも考えられ、全国と比較して、未婚率が高く、晩婚化・晩産化の傾向も見られる。また、女性の就業継続の難しさはそのキャリア形成を阻み、管理職に占める女性の割合は全国で40位となっている。

(ウ) 男女共同参画をめぐる諸課題

未だに低調な政策・方針決定過程への女性の参画状況や、結婚や出産に伴う女性の就業継続の難しさ、長時間労働を前提とした働き方、高齢単身女性や母子世帯の貧困など、男女共同参画社会の実現に向けては、依然として様々な課題がある。

(エ) 改定の考え方

本県の男女共同参画の状況を踏まえ、次の課題に取り組む必要がある。

- a 政策・方針決定過程をはじめ、あらゆる分野における女性の参画を促進するとともに、家庭・地域活動への男性の参画を促進する。
- b 働き続けることを希望する女性が、出産や育児などで就業を中断することなく、働き続けることができるよう支援するとともに、長時間労働の削減をはじめとした働き方改革を推進する。
- c ひとり親家庭や高齢単身女性など、生活上の困難に陥りやすい女性等に対する支援を行うとともに、人生100歳時代に向け、誰もが健やかに生き生きとくらすことのできる社会を目指す。
- d 男女共同参画社会の実現に向け、根強い固定的性別役割分担意識を解消するとともに、男女共に多様な選択が可能となるよう、育児・介護等の基盤整備を行う。
- e NPOや民間企業などとの連携、男女共同参画推進状況の見える化などにより、プランの推進体制の整備・強化、進捗状況の適切な進行管理を行う。

イ 計画の内容

(ア) 計画の基本目標

「ともに生きる社会、ともに参画する社会へ」を基本目標とし、家庭、職場、学校、地域など、人生の様々な場面で、誰もが性別にかかわらず、共に生き、共に参画し、活躍できる社会を目指す。

(イ) 基本理念

次の4つの基本理念に基づき、市町村、NPO、民間企業等との連携を図りながら、施策を遂行する。

- a 性別による権利侵害や差別を受けず、男女が個人の能力を発揮できるようにすること（人権の尊重）
- b 社会のあらゆる分野で、男女が意思決定過程に共同して参画できるようにすること（あらゆる分野への参画）
- c 働き方を見直し、誰もが、仕事と生活との両立ができるようにすること（ワーク・ライフ・バランスの実現）
- d 性別による固定観念にとらわれず、社会のあらゆる活動において、男女が個性や適性に応じた自由な選択ができるようにすること（固定的性別役割分担意識の解消）

(ウ) 計画期間

2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までの5年間とする。

(エ) 重点目標と施策の基本方向

- a 重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画
 - 施策の基本方向1 政策・方針決定過程における女性の参画
 - 施策の基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍促進
 - 施策の基本方向3 家庭・地域活動への男性の参画
- b 重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現
 - 施策の基本方向1 職業生活における活躍支援
 - 施策の基本方向2 働き方改革の推進と新たなワークスタイルの創造
- c 重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし
 - 施策の基本方向1 あらゆる暴力の根絶
 - 施策の基本方向2 困難を抱えた女性等に対する支援
 - 施策の基本方向3 生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援
- d 重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備
 - 施策の基本方向1 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革
 - 施策の基本方向2 子ども・若者に向けた意識啓発
 - 施策の基本方向3 育児・介護等の基盤整備
- e 重点目標5 推進体制の整備・強化
 - 施策の基本方向1 多様な主体との協働
 - 施策の基本方向2 男女別統計の促進
 - 施策の基本方向3 進行管理

(3) 今後の予定

平成29年10月	プラン改定素案について県民意見募集（パブリックコメント）を実施
12月	第3回県議会定例会県民・スポーツ常任委員会にプラン改定案を報告
平成30年1月	男女共同参画審議会から答申
2月	第1回県議会定例会にプランの変更についての議案を提出
3月	プランを改定

3 神奈川県消費生活条例の改正骨子案について

(1) 経緯

神奈川県消費生活条例（以下「条例」という。）は、消費者の権利を確立し、県民の消費生活の安定と向上及び環境に配慮した消費生活を推進するため、昭和55年の制定以来、必要に応じて改正を行ってきた。

近年、加速する高齢化による高齢者の消費者被害の増加やインターネットの普及等により、消費者問題が一層多様化、複雑化している。このような背景を踏まえ、国においては、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）の2度にわたる改正や、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号。以下「消費者教育推進法」という。）の制定等が行われてきた。

そこで、こうした消費者をめぐる社会状況の変化を踏まえ、県では平成29年3月23日に神奈川県消費生活審議会へ条例改正の基本的考え方について諮問を行い、8月30日に同審議会から答申を得たことから、改正骨子案を取りまとめた。

(2) 改正の方向性

ア 特定商取引法の改正等への対応

消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、禁止行為や規制を定めた特定商取引法において、近年、訪問購入（自宅等を訪問し物品を購入するいわゆる「押し買い」）が新たな規制対象として追加され、また、悪質な事業者に対応するため、立入検査権限の拡充・整備などの執行体制を強化する改正等がなされた。

これらの法改正の内容を踏まえ、訪問購入を条例の対象とするとともに、事業者に対して行う立入調査を、当該事業者と密接な関係にある者（密接関係者）に対しても行えるよう条例を改正する。また、訪問販売等による消費者被害を防止するため、現行条例では明確に規定されていない不当な行為について明文化するとともに、「訪問販売お断り」などのはり紙等により訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯への訪問を禁止するなど、条例を改正する。

イ 消費者教育推進法の制定への対応

消費者教育推進法が制定され、「消費者教育」や「消費者市民社会」の定義、消費者教育の基本理念等が規定されたことを受け、条例においても、これらの基本理念を踏まえた消費者教育の推進について明確化する。

ウ 消費者施策の推進のための規定整備

消費者をめぐる社会状況の変化に対応するため、県が実施する施策の基本方針を条例に位置付けるとともに、消費者安全の確保のために必要な消費生活に係る情報の収集・提供や消費生活相談の実施を施策として明確化する。

また、消費者問題が多様化、複雑化する中、事業者の不当な行為に対して差止請求等ができる適格消費者団体等との連携により、消費者被害の未然防止や拡大防止につながることを期待できるため、適格消費者団体等への協力・支援について条例に位置付ける。

(3) 骨子案の概要

ア 特定商取引法の改正等への対応

- (ア) 訪問購入が条例の対象となるよう、消費者の定義を見直し、消費者が事業者に商品等を提供する取引も含めるよう規定する。
- (イ) 密接関係者に対して立入調査が可能となるよう規定を見直す。
- (ウ) 消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居等において商品等を一方的に提供する行為や、消費者の経験及び財産に照らして不相当と認められる勧誘について、不当な取引行為として規定する。

(エ) 「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯への訪問を禁止することを規定する。

イ 消費者教育推進法の制定への対応

(ア) 消費者教育について、消費者市民社会の理念や多様な主体との連携、消費者教育の担い手の育成等により推進していくことを規定する。

ウ 消費者施策の推進のための規定整備

(イ) 消費者をめぐる社会状況の変化に対応するため、総合的な消費者施策展開のための基本方針の策定を規定する。

(ロ) 消費者の主体的かつ適切な選択を支援するため、消費生活に関する情報の収集及び情報の提供を規定する。

(ハ) 消費生活相談は消費者の権利を確立するための重要な施策であるため、施策としての消費生活相談の実施を規定する。

(ニ) 消費者被害の未然防止や拡大防止に向け、消費者団体訴訟等を行う適格消費者団体等への協力・支援を規定する。

(4) 今後の予定

平成29年 9月	条例改正骨子案について県民意見募集（パブリックコメント）を実施
12月	第3回県議会定例会県民・スポーツ常任委員会に条例改正素案を報告
平成30年 2月	第1回県議会定例会に条例改正議案を提出

4 棟方志功作の版画紛失にかかる調査（2次点検結果報告等）の概要について

平成29年4月17日に県が発表した公益財団法人神奈川芸術文化財団（以下「芸文財団」という。）に無償で貸し付けていた、県重要物品である棟方志功作の版画紛失事案を契機として、県が所有するすべての美術品の1次点検を実施したところであるが、改めて、美術品点検チームによる2次点検を実施し、それぞれの保管場所や展示方法に応じた盗難防止策等を検討することとしている。

今回、美術品点検チームによる2次点検結果がまとまったことから、その概要について報告する。

(1) 2次点検実施内容

1次点検が各所属の事務職員によるものであったことから、専門的な知見を有する複数の学芸員が直接現地に赴き、台帳価格（取得価格）100万円以上のすべての重要物品1,743点及び台帳価格100万円未満であるが、1次点検で不自然な点があることが判明した4点、合計1,747点について、実物の状況や付属物などを確認し、専門的な見地から点検を行った。

(2) 実施方法

ア 点検体制

学芸員（県教育委員会）2名と事務職員1名の体制で実施

イ 点検数

知事部局45点、教育委員会1,691点、その他部局等11点 合計1,747点

ウ 2次点検の対象とする品目

2次点検対象 〔工作物は除く。〕 合計1,747点	次のうち、台帳価格100万円以上のもの（重要物品）1,743点及び1次点検で不自然な点があることが判明したもの4点 絵画（油絵）、絵画（日本画）、絵画（水彩画）、絵画（デッサン）、 版画、レリーフ、陶芸品、彫刻、塑像、書画等
---------------------------------	--

（参考）1次点検対象は、県が所有するすべての美術品 20,325点

知事部局等（知事部局、各局委員会、警察本部並びに教育委員会の県立学校及び県立の図書館を含む。）と社会教育施設（学芸員が在籍する近代美術館等4施設をいう。）での点検方法が異なるため、次のとおり点検を行った。

(ア) 知事部局等

知事部局等については、平成29年7月12日から8月16日の間、延べ12回にわたり、重要物品の美術品97点及び台帳価格100万円未満（重要物品以外）で不自然な点のあった3点、合計100点を点検した。

(イ) 社会教育施設

社会教育施設については、1次点検と2次点検を同時に実施することとし、平成29年5月23日から7月26日までの間、重要物品の美術品1,646点及び台帳価格100万円未満で不自然な点のあった1点、合計1,647点を点検した。

エ 点検方法

調査を担当する学芸員が、対象物の所在する庁舎又は施設に赴き、物品管理者等の立会いのもと調査を行った。

オ 点検項目

- ・ 作者名、題名、寸法等の確認
- ・ 写真との比較（劣化、破損の有無）
- ・ 材質
- ・ 形状（額装、軸装、屏風等）

- ・ 画面上の記載（署名、製作年等）
- ・ 裏面の状況（ラベルの有無）
- ・ 付属物の状況（箱、由緒書き等）
- ・ 保管方法

2次点検内訳

区 分		〔重要物品〕 100万円以上のもの 〔うち不自然な点があつたもの〕	〔その他の物品〕 100万円未満で不自然な点があつたもの	計 〔うち不自然な点があつたもの〕
部 局 別 内 訳	知事部局	44(0)	1	45(1)
	教育委員会	1,688(1)	3	1,691(4)
	県立学校等	42(1)	2	44(3)
	社会教育施設	1,646(0)	1	1,647(1)
	その他部局等	11(0)	0	11(0)
計		1,743(1)	4	1,747(5)
知事部局等		97(1)	3	100(4)
社会教育施設		1,646(0)	1	1,647(1)

(3) 実施結果

ア 概要

台帳価格100万円未満で不自然な点があつた4点を含め、点検対象1,747点すべてについて点検した結果、今後、新たに専門家による最終点検を行う必要がないことを確認した。

イ 1次点検で不自然な点のあつたことを報告したものの状況

(イ) 油絵「母と子」〔知事部局（県民局子ども自立生活支援センター）〕

（台帳価格5万円、作者 川辺外治（台帳上））

この作品は、作品自体に不自然な点はないが、備品台帳に記載された作品名「母と子」及び受入年1976（昭和51）年と、絵画本体に記載された作品名「シチリアの祭り」及び制作年1984（昭和59）年とが一致しておらず、備品台帳に記載のある「母と子」の所在や現物との相違の経緯について調査しているが、解明に至っていないため、引き続き、所属等において経緯等を調査している。

(ロ) 彫刻「アンタニアワカルメ」〔教育委員会（子ども教育支援課）〕

（台帳価格200万円、作者セツ・スズキ）

この作品は、主に、鉄製の人のかたちをした像とそれを支える支柱からなっているが、錆びて劣化が著しい状態であつたため、作者と相談の上、修復して展示することとした。

(ハ) 絵画（油絵）「山麓60号」及び絵画（水彩画）「漁港60号」〔教育委員会（神奈川総合産業高等学校）〕

（「山麓60号」台帳価格15万円、作者 宇佐美雅生）

（「漁港60号」台帳価格20万円、作者 神山自楽）

これらの作品は、数箇所、穴が開いているため、専門家による修復を行うこととした。

- (エ) 日本画「浮遊する卵形（昼・曇日）」〔教育委員会（近代美術館）〕
（台帳価格10万円、作者 加藤敏夫）

この作品は、本来1点であるが、備品台帳に記載する際、誤って「浮遊する卵形（昼）」と「浮遊する卵形（曇日）」の2点として二重に登録していたため、備品台帳を整理した。

(4) 今後の対応

再発防止に向けた美術品点検チームにおいて、1次点検及び2次点検の結果を踏まえ、個々の美術品をより適正に管理するため、美術品の「取得」「保管」「展示」等の段階ごとに、それぞれの課題を明確にしながら検討を進め、指針・ガイドライン等を取りまとめる。

(5) その他（2次点検とは別に教育委員会で調査した内容）

上記の2次点検対象のほか、近代美術館において、備品台帳から既に削除されているもの2点について、取得当時から現在まで在籍した職員延べ27人及び過去に何らかの美術品を貸出した記録のある9所属に文書で聞き取りを行うなど調査を行った。

その結果、作品の取得時点である1972（昭和47）年及び1978（昭和53）年から、近代美術館において、美術品の県機関への貸出状況を最初に調査した1985（昭和60）年までの間に、2点とも所在が不明となった可能性が高いこと、及び2011（平成23）年1月の全庁的な備品管理事務の見直しの時点において、再度点検したが所在不明のため、同年5月に備品台帳から削除したことが判明した。今後、調査対象関係者の範囲を拡大し、経緯等についてさらに調査を行う。

対象作品 油絵「樹のある風景」（1972（昭和47）年取得、台帳価格5万円、作者 山室紀元）
油絵「箱根風景」（1978（昭和53）年取得、台帳価格90万円、作者 志村計介）

(6) 今後の予定

平成29年11月 美術品管理の新たなルール（指針・ガイドライン等）の取りまとめ
12月 棟方志功作の版画紛失にかかる調査（最終報告）

(7) 参考

版画紛失にかかる県調査チームにおいては、調査対象としている関係者の範囲を拡大して調査を行っているが、現時点で原画の紛失の経緯や時期に結びつくような情報は得られていない。

5 神奈川県いじめ防止基本方針の改定案について

(1) 経緯

平成29年3月、国は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を改定するとともに、地方公共団体等においても、国の基本方針を参酌し、基本方針の見直し等、必要な措置を講じるよう通知した。

神奈川県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）では、国の基本方針が改定された場合、必要に応じて見直すこととされていることから、国の基本方針の改定を踏まえ、改定を行うこととし、改定素案を平成29年第2回県議会定例会県民・スポーツ常任委員会及び文教常任委員会に報告した。

その後、改定素案について県民意見募集（パブリックコメント）や市町村への意見照会を行い、このたび、改定案を取りまとめた。

(2) 改定素案に対する県民意見募集等の結果

ア 県民意見募集 平成29年7月7日～平成29年8月7日

イ 市町村への意見照会 平成29年7月11日～平成29年8月7日

ウ 実施結果

(ア) 意見件数 90件

(イ) 意見の内訳（個人：9人、団体：12団体、市町村：7市町村）

区 分	件 数
(ア) 「Ⅰ 基本的な考え方」について	32
(イ) 「Ⅱ 基本的施策・措置」について	35
(ウ) 「Ⅲ 重大事態への対処」について	7
(エ) 「Ⅳ いじめの防止等を推進する体制」について	7
(オ) 基本方針全体について	9
(カ) その他	0
合 計	90

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件 数
A 方針（改定案）に反映しました。 （御意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。）	47
B 御意見のあった施策等には既に取り組んでいます。	5
C 御意見の趣旨は今後の取組の参考とします。	16
D 方針（改定案）には反映できません。	10
E その他（質問・感想など）	12
合 計	90

(エ) 反映した主な意見

項目	寄せられた意見		改定案への反映内容
	No.	意見の概要	
I-4-(1)の1丸目 [P5]	1	「いじめに対する基本認識」(I-2の1丸目)でいじめは人権侵害としているので、これに合わせて、人権尊重の教育を打ち出す必要があると考える。	I 基本的な考え方 4 いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方 (1) いじめの未然防止 趣旨を踏まえ、下線部を追加した。「家庭や学校においては、いじめの未然防止に向けて、 <u>人権を尊重し、道徳心や規範意識を高める教育を通じて</u> 、“いのちを大切にすること”や“ <u>他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力</u> ”を育むことが重要です。」
	2	いじめ防止にとって、何より大事なのは未然防止なので、次の点を追加するとよい。 ・学校は子ども一人ひとりがお互いの個性の違いを認め合う多様性尊重の意識を高めあうことに努めることが重要です。	
I-4-(3) [P6・7]	3	「いじめの早期解決」という言葉について、「解決」と「解消」の言葉の定義が曖昧に思える。早期対応の重要性は十分理解できるが、早期解決の「解決」という言葉のとらえが誤解を生じないか。早期解決というゴールに向かうために安易に謝罪させて傷を深めるようなことにならないか。「解消」の定義は明確化されたと思われるので、「早期解決」について再確認して欲しいと思う。	I 基本的な考え方 4 いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方 (3) いじめの早期対応 (4) いじめの解消 趣旨を踏まえ、「早期解決」という言葉を、「解消」という言葉に統一するとともに、I-4-(3)に続いて、「(4) いじめの解消」という項目を新たに加え、「解消」の趣旨を明確化した。
I-4-(3)の2丸目 [P6]	4	いじめの疑いがあれば(いじめであることが否定できなければ)、子どもたちへの支援・指導が必要と考えるので、下線部を追加したらどうか。 「学校及び学校の教職員は、在籍する子どもがいじめを受けている <u>疑いがあるときは、子どもたちへの支援・指導を適切かつ迅速に行います。</u> 」	I 基本的な考え方 4 いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方 (3) いじめの早期対応 趣旨を踏まえ、下線部を追加した。「学校及び学校の教職員は、在籍する子どもがいじめを受けている <u>疑いがあるときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、子どもたちへの支援・指導を適切かつ迅速に行います。</u> 」

項目	寄せられた意見		改定案への反映内容
	No.	意見の概要	
Ⅱ－１－ (4) [P9]	5	見出しは、「(4) 人材の確保及び資質の向上」となっているが、本文に「人材の確保」についての記述がない。	Ⅱ 基本的施策・措置 1 県全体として実施する施策 (4) 人材の確保及び資質の向上 趣旨を踏まえ、人材の確保について、次のとおり、追加した。 「○ <u>いじめの相談に対応するため、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図ります。</u> 」
Ⅱ－３－ (3)の3 丸目 [P15]	6	本文に、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査を行うとあるが、SOS発信には多大な勇気が必要であり、いじめられている児童・生徒がアンケートで「いじめられている」と回答できるとは限らない。一方、勇気を出してSOS発信したのにこれに応答しなかった場合には、児童・生徒は教職員を信用しなくなり、以後教職員に心を開かなくなる可能性がある。	Ⅱ 基本的施策・措置 3 学校が実施する措置 (4) いじめの早期発見のための措置 趣旨を踏まえ、下線部を本文及び脚注として追加した。 (本文) 「○ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、 <u>いじめの疑いや相談があった場合は迅速かつ確実に対応します。</u> 」 (脚注) 「 <u>アンケート調査や教育相談において、児童・生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童・生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければなりません。</u> 」

項目	寄せられた意見		改定案への反映内容
	No.	意見の概要	
Ⅲ－１の ２丸目 [P18]	7	<p>児童・生徒や保護者から、いじめの重大事態の申し立てがあった場合、重大事態とみなし、「適切かつ真摯に対応」する旨の記載があるが、どのように対応するのかについて、具体性がないので、次のとおり、修正・追加したらどうか。</p> <p>「・・・重大事態とみなし、報告・調査に当たります。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する必要があります。」</p>	<p>Ⅲ 重大事態への対処</p> <p>１ いじめの重大事態</p> <p>趣旨を踏まえ、下線部を脚注として追加した。</p> <p>(脚注) 「<u>児童・生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する必要があります。</u>」</p>
Ⅳ－３－ (2)、Ⅳ －４－ (2) [P25]	8	<p>いじめ重大事態を調査する、「いじめ防止対策調査会」及び「いじめ問題再調査会」の委員に「福祉」の専門家が入っていないが、いじめと児童福祉は密接に関係するので、ぜひ「福祉」の専門家を入れてほしい。</p>	<p>Ⅳ いじめの防止等を推進する体制</p> <p>２ いじめ問題対策連絡協議会</p> <p>３ いじめ防止対策調査会</p> <p>４ いじめ問題再調査会</p> <p>趣旨を踏まえ、下線部を追加した。</p> <p>「(2) 調査会の構成 調査会は、県立学校、市町村教育委員会、PTAの代表者、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者、<u>心理や福祉の専門家等</u>で構成する全体会議と、その下に、重大事態の調査を専門的に行うための部会を設置します。この部会は、全体会議の構成員のうち、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者、<u>心理や福祉の専門家等</u>で構成します。」</p> <p>※「いじめ問題対策連絡協議会」及び「いじめ問題再調査会」についても同様に修正した。</p>

(3) 改定のポイント

ア いじめの理解の促進

- ・ けんかやふざけ合いであっても子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・ 「いじめ」という言葉を使わない指導など柔軟な対応も可とする。
- ・ いじめ「解消」の定義を明確化し、解消までの継続的な支援を徹底する。

イ 学校の組織的対応の強化

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することにより、教職員がいじめを抱え込まず、いじめへの対応が組織として一貫したものとなることを明確化する。
- ・ いじめ防止の取り組みを学校の評価に位置付け、目標の達成状況を評価する。
- ・ いじめ防止に関する実践的な教職員研修を実施する。

ウ 教職員がいじめの防止に取り組める環境の整備

- ・ 教員が行う業務の明確化等により、教職員の業務負担の軽減を図る。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実を図る。

エ 児童・生徒の状況に応じた支援・指導の徹底

- ・ 学校として特に配慮が必要な児童・生徒(※)について、当該児童・生徒への適切な支援や、保護者との連携、周囲の児童・生徒への指導の必要性を示す。
(※)発達障害を含む、障がいのある児童・生徒、外国につながる児童・生徒
性同一性障害に係る児童・生徒や「性的マイノリティ」とされる児童・生徒
東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童・生徒 などを含む。

オ 家庭・地域との連携強化

- ・ いじめに係る状況や対策について、家庭への情報提供の充実に努めるとともに、学校運営協議会や学校評議員、地域学校協働本部などを通じて、学校から地域に対する情報提供を進める。

カ 重大事態への対応強化

- ・ 重大事態については、国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って、適切に対応する。
- ・ 調査結果については、いじめを受けた児童・生徒およびその保護者の意向等を踏まえて、特段の支障がなければ公表を行う。

(4) 今後の予定

平成29年11月 県の基本方針を改定

6 神奈川県青少年保護育成条例の改正について

(1) 経緯

神奈川県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）は、「青少年の健全な育成を図るため、これを阻害するおそれのある行為を防止すること」を目的として、昭和30年1月に制定された。

その後、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応し、逐次、改正を行っているが、青少年のインターネット対策については、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「法」という。）」の内容を踏まえ、平成22年10月から現行の規定となっている。

近年、スマートフォンやアプリ・公衆無線LAN経由のインターネット接続が急速に普及し、青少年がスマートフォン等を利用する際のフィルタリング利用率が低迷している状況に対応し、フィルタリングの利用の促進を図るため、法改正が行われ、平成29年6月23日付で公布された。

法の改正を踏まえ、上記のような状況に対応するため、条例の改正を検討する。

なお、法の施行日は、公布後1年以内となっている。

(2) 改正の方向性

法改正に伴い、条例及び同条例施行規則のインターネット対策に係る規定について、今後、公布される政令等の動向を踏まえ、次の内容の改正を検討する。

ア フィルタリングサービス提供義務の対象機器の拡大

法改正により、フィルタリングサービス提供義務の対象機器が、携帯電話回線を利用してインターネットを閲覧できる機器（以下「携帯電話端末等」という。）とされ、スマートフォンを含む携帯電話端末及びPHS端末に加え、タブレット等にも拡大された。このため、条例で規定する販売等の際に事業者が保護者に説明事項を書面で交付する対象機器として、今回、法で新たに対象とする携帯電話端末等に拡大する。

イ 申出理由と書面提出義務のフィルタリング有効化措置への拡大

法改正により、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等^{※1}（以下「事業者等」という。）に対し、既に規定されているフィルタリングサービス提供義務に加え、フィルタリング有効化措置^{※2}義務が新たに規定された。

保護者がフィルタリング有効化措置を安易に解除しないようにするため、現行条例で規定されているフィルタリングサービスを利用しない旨の申出と同様に、フィルタリング有効化措置についても、解除の理由を限定した上で、その理由を書面で提出するよう保護者に義務付ける。

※1 いわゆる大手3キャリア会社のほか、格安スマホ販売事業者、及びその契約代理店

※2 フィルタリング有効化措置とは、事業者等が機器に予めインストールされたフィルタリングアプリの機能を有効にすることにより、青少年有害情報を遮断する仕組み

ウ 事業者等の書面での説明義務の継続

法改正により、事業者等に対し、契約者又は使用者が青少年の場合には、フィルタリングサービスの必要性や内容等について説明する義務が新たに規定された。

現行条例では、契約者又は使用者が青少年の場合には所定の事項について書面で説明する義務を課しているが、法で説明義務が新設されたことに伴い、法と重複する部分について整理した上で、書面で説明する義務を継続する。

(3) 今後の予定

平成29年11月	第3回県議会定例会に条例改正議案を提出
法施行時	改正条例施行

(4) その他

条例の改正については、平成29年第2回県議会定例会県民・スポーツ常任委員会において、青少年の健全育成を阻害するおそれのある行為を防止するための条例改正を行うことについて報告している。

7 神奈川県立藤野芸術の家条例の廃止について

(1) 経緯

藤野芸術の家については、緊急財政対策の取組を踏まえ、指定管理者の指定期間を2年間延長し、民間事業者による運営について検討を進めてきた。平成28年度には、民間貸付の方針を決定し、貸付先事業者を公募したところ、2者の応募があった。これを受けて、外部有識者等で構成する「藤野芸術の家貸付先事業者選定委員会」の評価結果を踏まえ、貸付先事業者候補を選定し、平成29年第1回県議会定例会県民・スポーツ常任委員会に報告した。

平成30年4月から民間貸付に移行することに伴い、平成29年度末をもって県立施設としての運営を終了することから、神奈川県立藤野芸術の家条例を廃止する。

(2) 施設の概要

ア 設置根拠

神奈川県立藤野芸術の家条例（平成7年3月14日公布）

イ 設置目的

自然及び人とのふれあい並びに芸術体験を通して豊かな感性と創造性をはぐくむ

ウ 運営開始時期

平成7年10月

エ 所在地

相模原市緑区牧野4819

オ 構造等

鉄筋コンクリート一部鉄骨造 地上5階（延床面積 5,421.63㎡、敷地面積 27,325.34㎡）

芸術棟	工房、クリエイションホール(席数225席)、会議室(2室)、音楽スタジオ(3室)、事務室
宿泊棟	宿泊室(17室・定員100名)、レストラン、浴室(3室)
キャンプステーション	定員100名 テント20張・炊事場(かまど9炉)、トイレ、シャワー室

カ 指定管理者（指定期間：平成23年4月1日～平成30年3月31日）

一般社団法人かながわ青少年協会

(3) 民間貸付の概要

ア 貸付先事業者候補

一般社団法人かながわ青少年協会

（設立：平成22年4月1日、代表者：代表理事 玉井清一、所在地：相模原市緑区牧野4819）

イ 貸付の形態

土地及び建物の無償貸付

ウ 貸付期間

平成30年4月1日から平成40年3月31日まで（10年間）

エ 用途指定

多くの方が自然及び人とのふれあい並びに芸術体験を通して豊かな感性と創造性をはぐくむための施設として運営すること

オ 貸付先への支援

(ア) 必要な最低限の維持管理費（人件費、光熱水費、法定点検費等）の一部の補助

(イ) 県の資産価値を維持するために必要な修繕費用等の一部の補助

(4) 今後の予定

平成29年11月 第3回県議会定例会に条例廃止議案を提出

平成30年3月末 条例廃止

平成30年4月 貸付先事業者との貸付契約等の締結、民間貸付開始